



埼玉県報

第 2 4 9 3 号
平成 2 5 年 5 月 2 1 日
火 曜 日

目 次

条例

- [埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例のあらまし\(住宅課\)](#)
- [埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例\(住宅課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県県民活動総合センター指定管理者の名称の変更\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県情報公開条例第33条第1項の規定により知事が定める出資法人\(県政情報センター\)](#)
- [埼玉県個人情報保護条例第59条第1項の規定により知事が定める出資法人\(県政情報センター\)](#)
- [備前渠用水路土地改良区の役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [幸手都市計画事業道仏土地区画整理事業の事業計画の変更\(第5回\)\(市街地整備課\)](#)
- [県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託に関する入札公告\(県立学校人事課\)](#)
- [県道鴻巣川島線の区域の変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道鴻巣川島線の供用の開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道馬引沢飯能線の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道馬引沢飯能線の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道石間下吉田線の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道石間下吉田線の供用の開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [さいたま文学館の指定管理者である法人の名称変更\(生涯学習文化財課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（住宅課）

一 趣旨

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う規定の整備をするための改正

二 内容

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、同法に条の繰下げが生じたことから、規定の整備をするための改正

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年五月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十一号

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第二十一条の」を「第三十条の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年五月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年五月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アグランサスポーツクラブ
- 三 代表者の氏名
加藤 貴行
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県富士見市鶴瀬東二丁目十四番三号 MSビル二F
- 五 定款に記載された目的
この法人は、スポーツに興味を持つ人々、特に青少年に対して、健康的な心身の発育のために、サッカーを中心とするスポーツ活動の場を提供し、社会スポーツを普及させることにより、青少年の健全な育成及び地域市民へのスポーツの振興を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年五月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年五月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人SAFE
- 三 代表者の氏名
岡田 満夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市上蛭田四百五十四番地六 小沼広子様方
- 五 定款に記載された目的
この法人は、災害時に、「コンピュータ防災避難場所マップシステム」を用いて、帰宅困難者への各種情報の提供と避難所の避難者へ支援情報を提供することで安全と安心に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百号

埼玉県県民活動総合センター条例（平成二年埼玉県条例第八号）第十六条第二項の規定により、埼玉県県民活動総合センターの指定管理者である財団法人いきいき埼玉の名称の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成二十五年五月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更後の指定管理者の名称

公益財団法人いきいき埼玉

二 変更の年月日

平成二十五年四月一日

告 示

埼玉県告示第七百一号

平成十三年埼玉県告示第五百三十二号（埼玉県情報公開条例第三十三条第一項の規定により知事が定める出資法人について）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

第五号から第八号までを次のように改める。

- 五 公益財団法人埼玉県産業振興公社
 - 六 公益社団法人埼玉県農林公社
 - 七 公益財団法人埼玉県国際交流協会
 - 八 公益財団法人いきいき埼玉
- 第十二号を次のように改める。
- 十二 公益財団法人埼玉県産業文化センター

告 示

埼玉県告示第七百二号

平成十七年埼玉県告示第七百五十二号（埼玉県個人情報保護条例第五十九条第一項の規定により知事が定める出資法人について）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

第七号を次のように改める。

七 公益財団法人埼玉県産業振興公社

第十号を次のように改める。

十 公益社団法人埼玉県農林公社

第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 公益財団法人埼玉県産業文化センター

十三 公益財団法人埼玉県国際交流協会

第十五号を次のように改める。

十五 公益財団法人いきいき埼玉

告 示

埼玉県告示第七百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
備前渠用水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次の
とおり届出があった。

平成二十五年五月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	高 野 太 直	埼玉県深谷市宮ヶ谷戸百六十四番地

告 示

埼玉県告示第七百四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十五年五月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

宮代町道仏土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十四年二月十二日から

平成二十八年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代二丁目、宮代三丁目及び字道佛の各一部

四 事務所所在地

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛四百十五番地一

五 設立認可の年月日

平成十四年二月十二日

六 変更認可の年月日

平成二十五年五月二十一日

告示

埼玉県告示第七百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年五月二十一日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年8月19日(月)から平成26年9月30日(火)まで。ただし、平成26年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 国、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市から本件業務と類似の業務を過去2年度の間に請け負い、誠実に履行した実績のある者であること。
- (6) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務担当 榎原、山崎、松尾 電話048-830-6825（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年7月9日（火）午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年7月8日（月）午後5時まで

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課 平成25年7月9日（火）午後1時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年7月2日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成25年6月20日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Comparing and verifying data processed by the Saitama Computerized Administrative System with relevant documents, Comprehensive help desk service for the Saitama Computerized Administrative System and on-site support service for the Saitama Computerized Administrative System at the prefectural educational institutions.

(2) Time-limit for the tender:

By the electronic tender system; by 1:00 p.m., July 9, 2013

By registered mail; must be received by 5:00 p.m., July 8, 2013

In person; by 5:00 p.m., July 8, 2013

(3) Contact Information:

Prefectural School Management and Personnel Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government.

Address: Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone: 048-830-6825

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年五月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 小林 一夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 鴻巣川島線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	鴻巣市箕田字吉右工門三一 番一地从先から同市宮前字本田九 番五地先まで	区 間
一七・八〇〃六二・〇三	一六・六〇〃三二・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	七〇〇・〇〇	延長 (メートル)
の一部変更である。	道路改良工事 平成十七年五月二十四 日付け埼玉県北本県土 整備事務所長告示第二 十八号の道路予定区域	備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年五月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 小林 一 夫

鴻巣川島線	路線名
鴻巣市箕田字平右工門三五三四番 一 地先から同市箕田字平右工門三 六〇九番一 地先まで	供用開始の区間
平成二十五年五月二十一日	供用開始の期日
延長一八五・五〇メートル	備考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年五月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 馬引沢飯能線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>飯能市大字双柳字精進場一〇五 番七地先から同市大字双柳字精 進場七五番一地先まで</p>	<p>区 間</p>	
<p>八・八五 一〇・八七</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>	
<p>二六五・二三</p>	<p>延長 (メートル)</p>	
<p>道路法第二十四条に 基づく承認工事</p>	<p>備 考</p>	

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年五月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

馬引沢飯能線	路線名
飯能市大字双柳字精進場一〇五番 七地先から同市大字双柳字精進場 七五番一地先まで	供用開始の区間
平成二十五年五月二十一日	供用開始の期日
延長二六五・一三 メートル	備考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年五月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 石間下吉田線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
秩父市下吉田字矢畑山八八八 三番二地先から同市上吉田字 石間戸八番一三地先まで	秩父市下吉田字矢畑山八八八 三番二地先から同市下吉田字 矢畑五八八二番一〇地先まで	秩父市下吉田字矢畑山八八八 三番二地先から同市下吉田字 矢畑五八八二番一〇地先まで	区 間
四・〇〇〇～四・〇〇〇	七・五〇〇～二六・六〇〇	七・五〇〇～二六・六〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二七〇・〇〇	二一三・〇〇	二一三・〇〇	延長 (メートル)
	新Bは道路改良工 事に伴う仮設道路		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年五月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

路線名	石間下吉田線
供用開始の区間	秩父市下吉田字矢畑山八八三番二 地先から同市上吉田字石間戸八番一 三地先まで
供用開始の期日	平成二十五年五月二十二日
備考	平成二十五年五月二十一日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示十六号で告示した道路予定区域の一部の供用開始である。 延長二七〇・〇〇メートル

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十五年五月二十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の年月日	平成二十五年五月十五日
指定に係る道路の位置	埼玉県大里郡寄居町大字鉢形字町田三千二番二四十八番三
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	三十八・〇九メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇一〇六・四五メートル

告 示

埼玉県教委告示第二十三号

さいたま文学館条例（平成九年埼玉県条例第五十号）第十四条第二項の規定によりさいたま文学館の指定管理者である財団法人けやき文化財団の名称の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成二十五年五月二十一日

埼玉県教育委員会委員長 清水 松代

- 一 変更後の指定管理者の名称
公益財団法人けやき文化財団

- 二 変更の年月日

平成二十五年四月一日

告 示

埼玉県選管告示第五十三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十五年五月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十五年五月二十四日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 第二十三回参議院議員通常選挙について

イ その他